

## 第 3 章

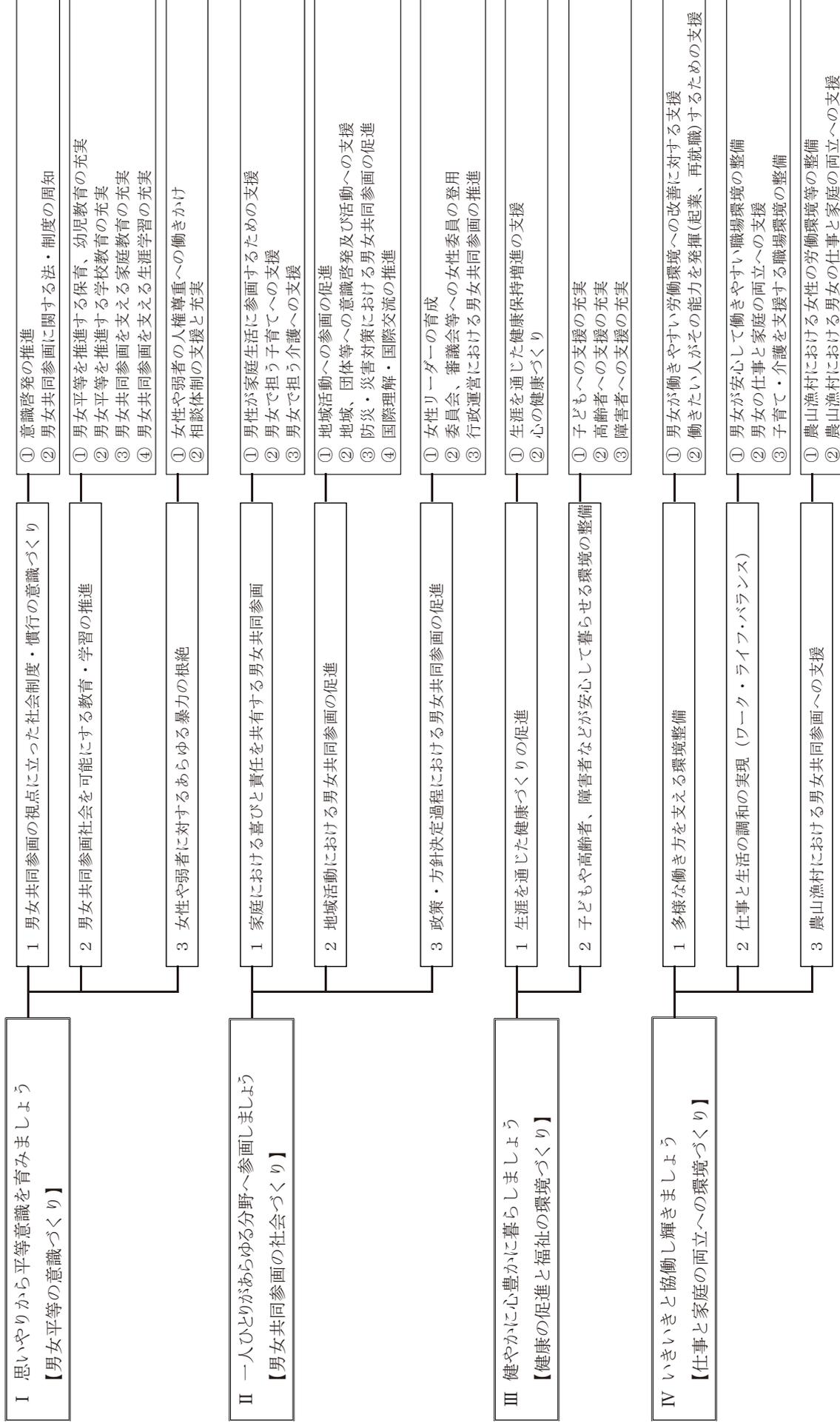
### プランの内容 (基本計画)

# 「第2次きたいばらき男女共同参画プラン」体系図

## 〔基本目標〕

## 〔施策の方向〕

## 〔具体的施策〕





## 第3章 プランの内容（基本計画）

### 基本目標Ⅰ 思いやりから平等意識を育みましょう

#### 【男女平等の意識づくり】

これまで、男女平等の実現に向けて様々な取り組みがなされてきましたが、人々の意識や行動、社会慣行の中に、男女平等の実現にはまだまだ多くの課題が残っています。

男女共同参画を推進していくうえで、大きな障害となっている性別役割分担意識の解消に努めるとともに、男女共同参画社会の形成に必要な法律や制度などの理解促進を図っていきます。

男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが認識を新たにし、性別にとらわれることなく個性が尊重される社会づくりが必要です。

基本目標Ⅰの達成に向けた施策の方向は、次の3つです。

- 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の意識づくり
- 2 男女共同参画社会を可能にする教育・学習の推進
- 3 女性や弱者に対するあらゆる暴力の根絶



#### 【施策の方向に沿った具体的施策】

- 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の意識づくり
  - ① 意識啓発の推進
  - ② 男女共同参画に関する法・制度の周知
- 2 男女共同参画社会を可能にする教育・学習の推進
  - ① 男女平等を推進する保育、幼児教育の充実
  - ② 男女平等を推進する学校教育の充実
  - ③ 男女共同参画を支える家庭教育の充実
  - ④ 男女共同参画を支える生涯学習の充実
- 3 女性や弱者に対するあらゆる暴力の根絶
  - ① 女性や弱者の人権尊重への働きかけ
  - ② 相談体制の支援と充実

解決へ





## 施策の方向 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の意識づくり

性別にとらわれない男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直しの意識づくりを図るためには、従来の固定的な役割分担意識の解消や男女共同参画社会の形成のための効果的な意識啓発事業の推進を図ります。

また、市民が人権尊重への理解を深め、法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応などについて、正しい知識が得られるよう、法律や制度の理解を促進します。

### 具体的施策 ① 意識啓発の推進

男女共同参画の理念や意義について、市民一人ひとりの理解を深めていく事ができるよう、広報紙やホームページ、啓発資料等で、効果的な広報・啓発を行います。

また、国、県、近隣の市や町の男女共同参画に関する情報を収集し、情報提供を充実するとともに、市民意識調査により実態を把握し、継続的に調査研究等を進めます。

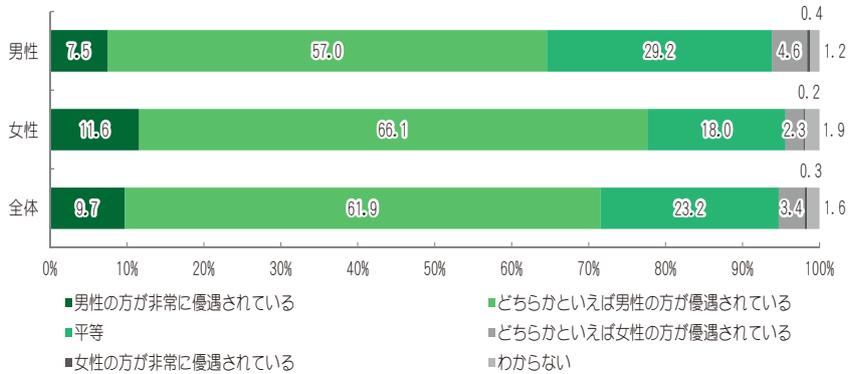
### 具体的施策 ② 男女共同参画に関する法・制度の周知

市民を対象に、男女共同参画社会基本法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等を周知し、法令等により保障される権利に関しての正しい知識の普及促進を図ります。

また、あらゆる機会を通して、分かりやすい広報に努めます。



男女の地位の平等感

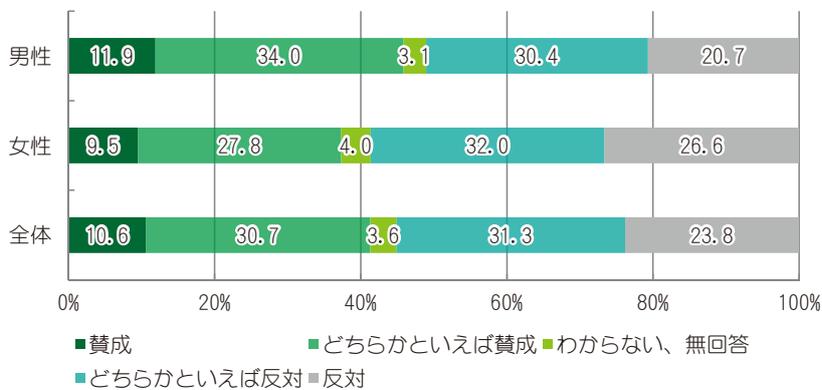


(出典) 内閣府 男女共同参画社会に関する世論調査より (H21年10月)

社会全体でみた場合、男女の地位について、71.6%の人が「男性の方が優遇されている」と考えています。

男女別にみると、「男性の方が優遇されている」と回答した人は男性よりも女性に多くなっています。

固定的性別役割分担意識  
(夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである)



(出典) 内閣府 男女共同参画社会に関する世論調査より (H21年10月)

「夫は仕事、妻は家庭」という考え方に、反対と回答した人は社会全体で55.1%と、5割を超えています。

男女別に見ると、反対の割合は男性51.1%、女性58.6%で、女性の方が反対する人が多くなっています。



## 施策の方向2 男女共同参画社会を可能にする教育・学習の推進

市民一人ひとりが人権意識や男女平等意識、自立の意識を持つためには、家庭、学校、地域などのあらゆる場における男女平等の教育や学習の果たす役割は重要です。特に、家庭や学校教育については、次世代を担う子どもの育成の場でもあることから、自立と平等意識の形成を図ることはきわめて重要と考えます。

また、家庭教育、学校教育、生涯学習等において男女平等の教育に積極的に取り組むとともに、いつでも、どこでも、だれもが必要に応じて学びたいことが学習でき、一人でも多くの市民が参加できるような環境づくりが大切です。

### 具体的施策 ① 男女平等を推進する保育、幼児教育の充実

幼児教育は、子どもの成長過程における人格形成に対して大きな影響力を持っていることから、日常生活を通じて子どもが自然に男女平等意識を育むことができるような意識づくりのため「両親学級」・「子育て体験トーク」等を推進していきます。

### 具体的施策 ② 男女平等を推進する学校教育の充実

学校教育は、児童・生徒の価値観や行動の形成に重要な役割を果たします。発達段階に応じた男女平等教育を推進し、自立した人間として、考え、判断し行動できるよう男女平等教育プログラムの充実を図ります。

また、子どもたちが職業選択などにおいて、性別にとらわれず多様な選択ができるよう、男女共同参画の視点に立ったキャリア教育や進路指導の充実に努めます。

**【用語の説明】** キャリア教育

子どもたち一人一人の社会的・職業的自立に向けて、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していくために必要な態度や能力を育てていく教育。端的には、子どもたち一人一人の勤労観、職業観を育てる教育。



### 具体的施策 ③ 男女共同参画を支える家庭教育の充実

男女が共に社会参画をしていくうえでは、固定的役割分担意識を解消し、男女が共に家事や育児、介護を担うことの重要性について、子育てセミナー等の講演会等や広報等で啓発し、充実を図ります。

### 具体的施策 ④ 男女共同参画を支える生涯学習の充実

市では、だれもが学ぶことができるような多種多様な学習の場を提供してきました。多くの市民が、スポーツの大会や公民館まつりなどの生涯学習活動に参加しています。

一方、高齢化社会が進む中、多様化する市民ニーズに対応しながら、生涯を通じて自発的・自主的に学ぶことができる学習の機会を充実させ、男女平等についての学習情報の提供や啓発を図り、多様な個性が尊重される社会づくりを推進します。



#### 公民館まつり





### 施策の方向3 女性や弱者に対するあらゆる暴力の根絶

近年、配偶者等からの暴力「ドメスティック・バイオレンス」やセクシャル・ハラスメント、ストーカー行為、児童虐待などの問題が多発し、心身ともに健全に生活することが阻害されている状況があります。決して許されるものではなく、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。

また、ドメスティック・バイオレンス（DV）では、2001年10月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が施行されましたが、家庭内での暴力問題は、まだまだ表面化しにくく、社会の理解も不十分です。そのため、女性や弱者などに対するあらゆる暴力の根絶、人権侵害防止への配慮が重要な課題となっています。

人権を無視するDVやセクシャル・ハラスメントの発生を防ぐための環境整備の支援を行い、被害者支援のための相談体制の充実を図り、警察等の関係機関や地域との連携を図ります。

#### 具体的施策 ① 女性や弱者の人権尊重への働きかけ

女性や弱者に対し、人権が尊重される社会の実現を目指していくためには、被害者や加害者にならないための正しい知識と情報が必要です。さまざまな機会をとらえ、広く市民にDVや虐待が理解されるよう啓発活動を進めていきます。

また、雇用の場におけるセクシャル・ハラスメントの防止に向けて、事業主等の意識啓発を推進するとともに、パンフレット・広報などによる啓発に努めます。

#### 具体的施策 ② 相談体制の支援と充実

DVや虐待等の防止と早期発見に努め、暴力が深刻化する前に身近なところで相談できるよう、警察等や地域住民、各関係機関との連携を強化しながら、いつでも安心して相談できるよう、相談窓口の充実や被害者への支援を行います。

【用語の説明】 ドメスティック・バイオレンス（DV）

「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。また、一般には、身体的暴力以外に、精神的な暴力などに広げて用いる場合があります。法令等では、人によって異なった意味に受け取られるおそれがある「ドメスティック・バイオレンス（DV）」という言葉は正式には使わず「配偶者からの暴力」という言葉を使っています。



人権紙芝居



思春期ふれあい体験



【用語の説明】 セクシャル・ハラスメント

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動。雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものです。



## 基本目標Ⅱ 一人ひとりがあらゆる分野へ参画しましょう

### 【男女共同参画の社会づくり】

男女共同参画社会の実現には、家庭や地域においても、男女がともに自立し、対等な立場で互いに協力し合い、共に責任を担っていくことが必要です。

また、政策・方針決定の過程においても男女が共に参画し、さまざまな意見を反映されることができるよう、女性の更なる参画を促進する必要があります。

基本目標Ⅱの達成に向けた施策の方向は、次の3つです。

- 1 家庭における喜びと責任を共有する男女共同参画
- 2 地域活動における男女共同参画の促進
- 3 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進



#### 【施策の方向に沿った具体的施策】

- 1 家庭における喜びと責任を共有する男女共同参画
  - ① 男性が家庭生活に参画するための支援
  - ② 男女で担う子育てへの支援
  - ③ 男女で担う介護への支援
- 2 地域活動における男女共同参画の促進
  - ① 地域活動への参画の促進
  - ② 地域、団体等への意識啓発及び活動への支援
  - ③ 防災・災害対策における男女共同参画の促進
  - ④ 国際理解・国際交流の推進
- 3 政策・方針決定過程における男女共同の促進
  - ① 女性リーダーの育成
  - ② 委員会、審議会等への女性委員の登用
  - ③ 行政運営における男女共同参画の推進

解決へ



### 施策の方向 1 家庭における喜びと責任を共有する男女共同参画

家庭生活では、男女が共に家事・子育て・介護・地域活動に積極的に参加していくには、それぞれの家庭の価値観を尊重しながらも、男女が対等に責任を担っていくことが必要です。

核家族化、価値観の多様化など、家族に関する意識は、様々な要因により変化しても、家庭が社会の基礎単位であることに変わりありません。家族を構成する各々が互いに支え合い、喜びと責任を分かち合うことは、円滑な家庭生活のためだけでなく、豊かで活力に満ちた社会の形成にとって不可欠なものです。

また、少子・高齢化社会では、家事や子育てだけでなく、介護にも男女の参加や協力が必要とされています。

今後も男女が互いに支え合う生活のための意識啓発や、生活技術習得のための学習機会提供など、家庭での男女共同参画推進の環境づくりがますます必要となっています。

#### 具体的施策 ① 男性が家庭生活に参画するための支援

男性の男女共同参画への理解を促進するとともに、男性の性別による固定的役割分担意識の解消や男性の仕事優先の考え方の見直し、家庭での男女共同参画の推進と生活技術習得のための支援を図ります。

日本の男性の家事・育児への参画時間は、他の先進国に比べても短くなっています。男性は現実的に長時間労働が原因で、家事・育児へ参画できないという状況があります。

男性が男女共同参画を自分の問題ととらえられるように、意識啓発を行っていくことが重要です。

また、高齢者の男性が地域活動等に参画しやすいように、支援をしていく必要があります。

#### 具体的施策 ② 男女で担う子育てへの支援

子どもたちは、家庭を基本として様々なことを学びながら、成長していきます。男女共同参画社会の基本となる、能力と個性を生かした生き方は、その過程で身に付けていくものです。

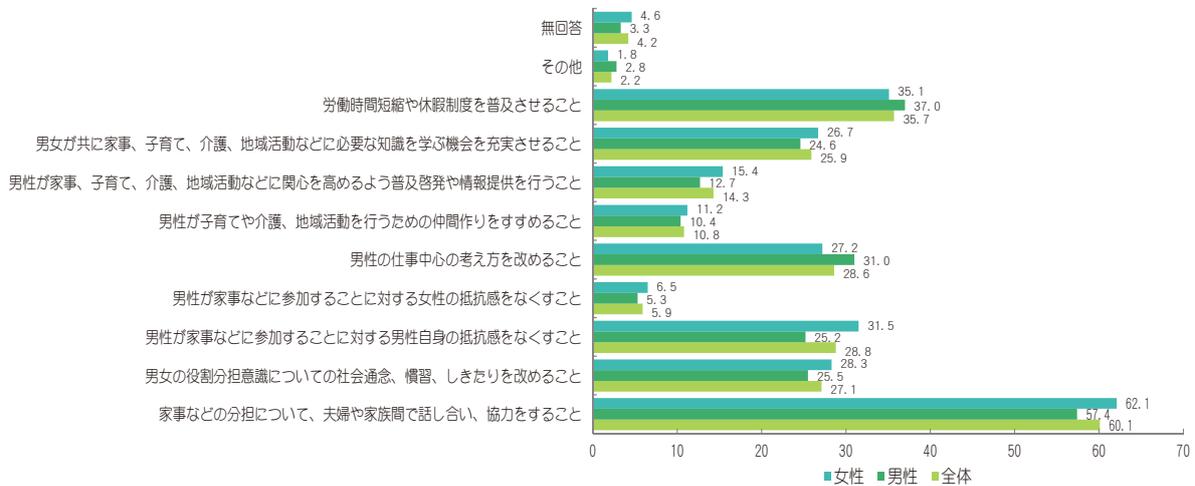
男女が共に子育てをするための、環境整備や充実を図っていきます。



### 具体的施策 ③ 男女で担う介護への支援

少子・高齢社会では、家事や子育てだけではなく、介護も男女が協力していくことが必要とされています。一人ひとりが家庭責任の意識の浸透を図るとともに介護などの能力や技術習得の支援を図ります。

#### 男性が女性と共に家事、子育て、介護、地域活動に積極的参加していくために必要なこと



(出典) 平成21年茨城県男女共同参画社会県民意識調査報告



#### シルバークッキング（男の料理教室）



すべての人が家事・子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なことは、「家事などの分担について、夫婦や家族間で話し合い、協力すること」が60.1%で男女ともに、多くなっています。



## 施策の方向2 地域活動における男女共同参画の促進

男女が共に豊かに暮らせる、魅力ある地域社会を形成するには、男女が主体的に地域活動へ参加するための取り組みが必要です。

さまざまな社会情勢の変化により、男女共同参画社会を実現するために取り組むべき課題が、より複雑になっていることに加えて東日本大震災からの復興に際して、地域の活動が不可欠です。

このような課題を解決するために、市民、ボランティア・企業等と行政が力を出し合い、男女がともに参加できる地域社会づくりを促進します。

### 具体的施策 ① 地域活動への参画の促進

活力ある暮らしやすい地域にするために、男女が共に持てる能力を発揮し、地域の社会活動への自発的・主体的な参画を促進します。

### 具体的施策 ② 地域、団体等への意識啓発及び活動への支援

地域における各種活動団体のネットワークづくりに努め、男女が共に協力して支え合うまちづくりを進めるため、地域のさまざまな活動の場にだれでもが主体的に参画することができるよう、地域活動や社会活動に関する情報提供や支援を行います。

### 具体的施策 ③ 防災・災害対策における男女共同参画の促進

安全で安心して暮らせるまちづくり、災害に強いまちづくりの重要性が高まっています。防災においては、ひとり暮らしの高齢者・障害者の被災が多いこと、避難所生活等において女性のニーズが反映されにくいことなどからも、被災、復興時における諸問題を解決するため、女性の視点を取り入れた防災・災害復興体制を確立する必要があります。

### 具体的施策 ④ 国際理解・国際交流の推進

グローバルな視野に立って情報の収集や提供に努めるとともに、国際交流を通して、国際感覚豊かな人材の育成を図っていきます。





あじさいロードの整備



防災訓練





### 施策の方向3 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

男女共同参画社会を実現するためには、社会のあらゆる分野に参画するとともに、政策や方針の決定の場に男女が共に、意見や考え方を反映させていくことが重要です。

各種審議会等への女性の参画など、市が直接取り組むことができる分野では、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進を図ります。

また、政策・方針決定過程への女性の参画を進めるためには、女性のエンパワメントが不可欠です。関係機関や地域団体と連携し、地域の様々な課題解決に向けて実践的な行動ができる人材育成を図ります。

#### 具体的施策 ① 女性リーダーの育成

女性の参画拡大を積極的に推進し、各種団体など様々な分野で活躍する女性や市内の女性団体を対象とした意識啓発を図ります。

さらに、地域活動の計画づくりや円滑な運営を行うことができる幅広い視野を持つ女性リーダー、女性の人材を育成します。

#### 具体的施策 ② 委員会、審議会等への女性委員の登用

各種審議会・委員会への参画機会を推進するには、あらゆる分野において女性を積極的に登用し、団体等への働きかけや委員の公募情報等を提供し、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に取り組めます。

#### 具体的施策 ③ 行政運営における男女共同参画の推進

あらゆる職域において女性職員を登用するなど、女性職員の職域の拡大を積極的に進めます。

また、管理者研修など各種研修への女性の参画を支援するなど、参画意識と能力の向上を図り、女性の管理職への登用の推進に取り組めます。

【用語の説明】 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。





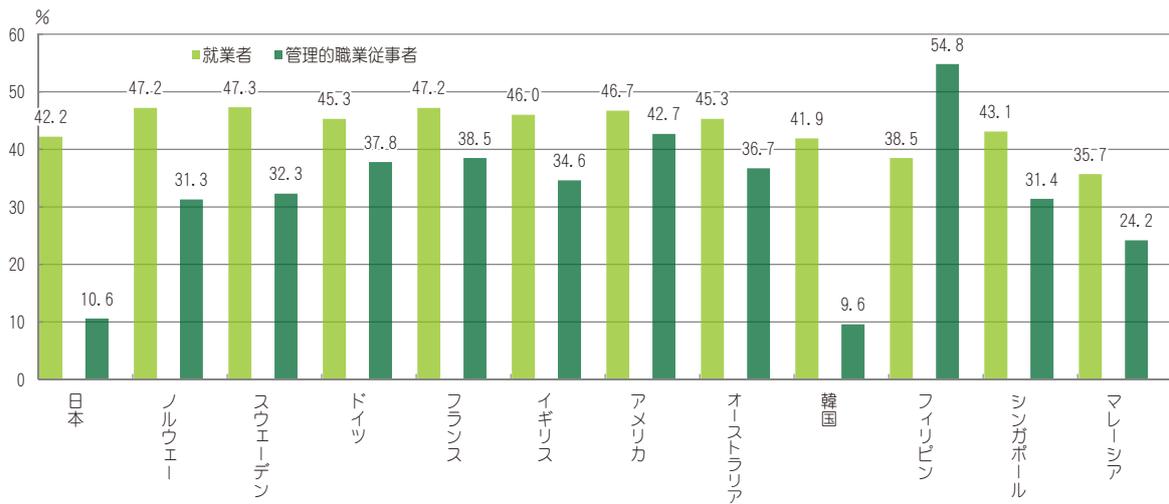
○ 北茨城市の委員会・審議会等における女性委員の参画状況

単位：人

	委員会等の数	委員数	うち女性委員数	女性委員の構成比
平成16年	31	362	53	14.6%
平成17年	28	327	51	15.6%
平成18年	29	337	65	19.3%
平成19年	39	579	134	23.1%
平成20年	39	566	126	22.3%
平成21年	44	601	133	22.1%
平成22年	37	519	116	22.4%
平成23年	44	611	137	22.4%
平成24年	44	674	140	20.8%

国では、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を、30%程度とする目標を設定しています。市でも女性委員の割合を30%以上目指していますが、現状値は、いまだ低い状況です。

就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合（国際比較）



（出典） 内閣府・男女共同参画推進連携会議

就業者に占める女性割合に比べ、管理的職業従事者に占める女性割合は国際的にみても低いのが現状です。

【用語の説明】 エンパワーメント

女性が個人として、あるいは社会集団として、意思決定過程に参画し、自立的な力をつけること。



○ GGI（ジェンダー・ギャップ指数）

GGI 2011年公表

GGI⇒98位／153か国

順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.853
2	ノルウェー	0.840
3	フィンランド	0.838
4	スウェーデン	0.804
5	アイルランド	0.783
6	ニュージーランド	0.781
...	...	...
98	日本	0.651

スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が独自に算定したもので、経済、教育、保健及び政治の各分野の各種データから構成され、男女格差を測る指数です。

GGI分野ごと順位（日本）

分野	順位	値
GGI	98位	0.651
経済	100位	0.567
教育	80位	0.986
健康	1位	0.980
政治	101位	0.072

（出典） 内閣府・男女共同参画推進連携会議

議員との懇談会





## 基本目標Ⅲ 健やかに心豊かに暮らしましょう

### 【健康の促進と福祉の環境づくり】

男女共同参画社会とは、男性と女性という性別だけではなく、高齢者、子ども、障害のある方といったすべての枠を越え、皆が安心して健やかに暮らせる心豊かな社会でなければなりません。すべての人が一人の人間として尊重され、望み通りの生き方ができる社会の実現に向け、健康の促進と福祉の環境整備に努めます。

基本目標Ⅲの達成に向けた施策の方向は、次の2つです。

- 1 生涯を通じた健康づくりの促進
- 2 子どもや高齢者、障害者などが安心して暮らせる環境の整備



### 【施策の方向に沿った具体的施策】

- 1 生涯を通じた健康づくりの促進
  - ① 生涯を通じた健康保持増進の支援
  - ② 心の健康づくり
- 2 子どもや高齢者、障害者などが安心して暮らせる環境の整備
  - ① 子どもへの支援の充実
  - ② 高齢者への支援の充実
  - ③ 障害者への支援の充実

解決へ



### 施策の方向 1 生涯を通じた健康づくりの促進

人生を豊かに充実して過ごすために、健康であることは大切なことです。そのためには、自分自身のからだに関心を持ち、知識や情報、からだを守る手段を身につける必要があります。

生涯を通じて健康で自立した生活を営むために、健康に関する学習機会や情報提供に努めるとともに、健康増進事業を実施し、市民の健康づくりを促進します。

さらに、男性や女性それぞれの特有の病気に対応した相談指導や予防対策の充実を図る必要があります。

また、近年では、こころの健康も大きな課題になっています。

男女が各々の年代や健康状態に応じて、適切に自己管理を行うことができるようにするには、心身の健康について正確な知識や情報を得ることのできる健康教育の場や相談体制を充実し、生涯を通じた健康を支援するための総合的な対策を推進します。

#### 具体的施策 ① 生涯を通じた健康保持増進の支援

健康の大切さを自覚するとともに、疾病についての正しい知識を持つよう意識啓発を継続して行います。各種健康相談、健康維持を目的としたスポーツ教室や健康講座の開催など、市民が生涯を通して健康に暮らせる環境づくりを推進します。

#### 具体的施策 ② 心の健康づくり

心の病気で悩んでいる人やその家族の悩みに応じた相談・指導を行うとともに、心の健康に関するセミナーや啓発事業を行い、疾病の予防や正しい対処法の普及啓発を推進します。



シルバーリハビリ体操





## 施策の方向2 子どもや高齢者、障害者などが安心して暮らせる環境の整備

高齢者・子ども・障害のある方が、健康で安心して暮らせる社会であるためには、個人の生活の状況や意識、身体機能等の違いに配慮した自立のための支援をするとともに、地域社会全体で支え合う取り組みを充実させていくことが重要です。誰もが、不自由することなく、日常生活や社会活動ができるように、環境整備に努めます。

また、子どもを取り巻く環境は急激に変化し続けていると同時に、子どもが巻き込まれる犯罪は多様化、複雑化しています。子どもが安心して、心身ともに健やかに育つことができる環境の整備に努めます。

### 具体的施策 ① 子どもへの支援の充実

地域で子どもが安心して暮らせるよう「子どもを守る110番の家」などの環境整備や各種相談の充実を図ります。

また、ひとり親家庭など援助の必要な家庭に対し、生活の安定と経済的自立に向けた支援の充実を図るとともに、相談体制や情報提供体制の充実など、心身ともに健やかに成長を遂げることができるよう、日常生活における様々な支援の充実に努めます。

### 具体的施策 ② 高齢者への支援の充実

家族介護者の負担軽減を図るため、介護保険制度の周知を図り、適正な利用をするとともに、高齢者が要介護状態とならないように介護予防事業の強化、地域住民の協力などによる高齢者の地域ケア体制の拡充を図ります。

### 具体的施策 ③ 障害者への支援の充実

障害を持つ方が社会の対等な構成員としてあらゆる分野で自らの能力を十分に発揮し、自己実現を図ることができるよう支援します。

また、障害を持つ市民とその家族が安心して社会生活が送れるよう、男女それぞれの立場に配慮しつつ、生活支援や自立支援に努め、環境整備を図っていきます。



## 基本目標Ⅳ いきいきと協働し輝きましょう

### 【仕事と家庭の両立への環境づくり】

少子・高齢化が進み家族形態が多様化する今日、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）は、ますます重要なテーマになり、育児や介護を社会全体で支える体制の整備が重要となっています。

男女雇用機会均等法、介護休業法、労働基準法の改正などの法的な整備は進みつつありますが、再就職支援や、働く人の家庭的環境に配慮し、柔軟な働き方ができる制度を事業所が導入するなど、誰もが、望む生き方に応じたかたちで働き続けられる社会づくりに、市、市民、事業者が一体となって取り組む必要があります。

基本目標Ⅳの達成に向けた施策の方向は、次の3つです。

- 1 多様な働き方を支える環境整備
- 2 仕事と生活の調和の実現（ワーク・ライフ・バランス）
- 3 農山漁村における男女共同参画への支援



#### 【施策の方向に沿った具体的施策】

- 1 多様な働き方を支える環境整備
  - ① 男女が働きやすい労働環境への改善に対する支援
  - ② 働きたい人がその能力を発揮（起業、再就職）するための支援
- 2 仕事と生活の調和の実現（ワーク・ライフ・バランス）
  - ① 男女が安心して働きやすい職場環境の整備
  - ② 男女の仕事と家庭の両立への支援
  - ③ 子育て・介護を支援する職場環境の整備
- 3 農山漁村における男女共同参画への支援
  - ① 農山漁村における女性の労働環境等の整備
  - ② 農山漁村における男女の仕事と家庭の両立への支援

解決へ



### 施策の方向 1 多様な働き方を支える環境整備

ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、働くスタイルも多様化してきました。不安定な雇用、パートタイム労働者や派遣社員と正社員の賃金格差、長時間労働の常態化など様々な問題があります。そのようなことから、労働諸法令の周知・普及・啓発に努め、働きやすい労働環境の周知に努めます。

また、女性の意欲と能力を活かせる環境をつくることは、本人にとっても、社会にとっても大切なことです。多様な働き方を選択でき、その能力を充分発揮していくことができるよう、労働環境の整備を目指した啓発を進めます。

#### 具体的施策 ① 男女が働きやすい労働環境への改善に対する支援

企業に対して、男女の均等な機会と待遇の確保、労働環境への改善に対しあらゆる機会を、労働諸法令の周知に努めます。

また、市民に対しては、男女雇用機会均等法や労働基準法などの関係法令や育児休業制度、介護休業制度など各種制度の周知に努めます。

#### 具体的施策 ② 働きたい人がその能力を発揮（起業、再就職）するための支援

結婚や出産・育児等のため一旦仕事を中断し、再就職しようとする人に、女性の発想や多様な能力を活かせるように様々な分野への女性のチャレンジを進め、起業、再就職支援などについて広報等により啓発を推進させます。



## 施策の方向2 仕事と生活の調和の実現（ワーク・ライフ・バランス）

男女が共に社会のあらゆる活動に参加していくためには、仕事、家庭生活、地域活動などの活動のバランスをとって参画できる環境づくりが重要です。仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するには、従来の仕事優先の働き方を見直し、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たし、家庭や地域生活などにおいてもバランスのとれた生活が求められていることについての意識啓発を進めるとともに、行政や事業所における仕事と生活の両立ができる職場環境の整備を促進します。

### 具体的施策 ① 男女が安心して働きやすい職場環境の整備

男女にとらわれず、一人ひとりの能力が最大限に発揮できる職場環境づくりを進めます。

また、セクシャル・ハラスメントなどの雇用の場における問題については、だれもが、この問題に正しく向き合うよう、働く人と事業所への意識啓発に努めます。

そのため、市が率先して、安心して働きやすい職場環境の取り組みを推進します。

### 具体的施策 ② 男女の仕事と家庭の両立への支援

仕事優先の生活にならないよう市民に働きかけるとともに、男女がともに自分らしい生き方を選択でき、仕事と家庭、地域活動などが、両立できる社会の実現に向けての支援に努めます。

### 具体的施策 ③ 子育て・介護を支援する職場環境の整備

子育て、介護と仕事を両立させるための支援を望む家庭は多く、そのニーズも、家族形態の違いや仕事のあり方の違いによりさまざまなものとなっています。家庭や事業所、関係諸機関などの協力のもとに社会が連携して、安心して子どもを産み育てることができ、子どもが健全に育つような環境づくり、また、家族介護者の負担を軽減できるよう環境整備に努めます。



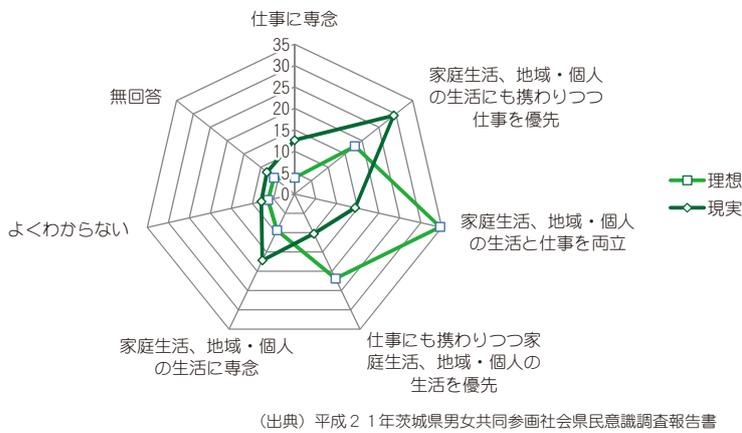


子どもの出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴(全国)



育児休業を取得している女性は増えていますが、出産前後に継続就業している割合は増えておらず、出産を機に離職する女性は多い状況です。

仕事と生活の調和についての理想と現実(茨城県)



「仕事と生活の調和」に関する理想と現実を比較すると、現実には「仕事に専念」が3倍、「家庭生活、地域・個人の生活と仕事を両立」しているのが、理想の半分以下です。いずれも仕事優先に傾いていることが分かります。



### 施策の方向3 農山漁村における男女共同参画への支援

北茨城市は、海あり山あり文化あり、豊かな自然の中で、ゆとりある暮らしを実現できる環境を備えています。

しかし、男女における性別による固定的役割分担意識や昔ながらの習慣や慣行が残っており、家庭生活の場では、家事・育児・介護などが女性の役割とされていることが多いのが現状です。

また、農業や漁業、商工業等の分野においても女性が労働の担い手であるばかりではなく、市の産業の活性化のために果たしている役割を適正に評価していくことが必要です。男性と女性が対等なパートナーとして様々なことに参画できるような環境づくりが重要です。さらに、就労に関する法律の周知や情報の提供等、多様な働き方への支援に努めます。

#### 具体的施策 ① 農山漁村における女性の労働環境等の整備

女性は、農業、漁業の場で、生産や経営管理の担い手として重要な役割を果たしています。今後は経営方針決定について積極的に意見を反映させていくことが望まれます。グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズムの場面でもますます女性の活躍が期待されます。

#### 具体的施策 ② 農山漁村における男女の仕事と家庭の両方への支援

農業、漁業や自営業に従事する男女が対等なパートナーとして、ともに経営に参画し充実感を持って働ける環境づくりを進めます。

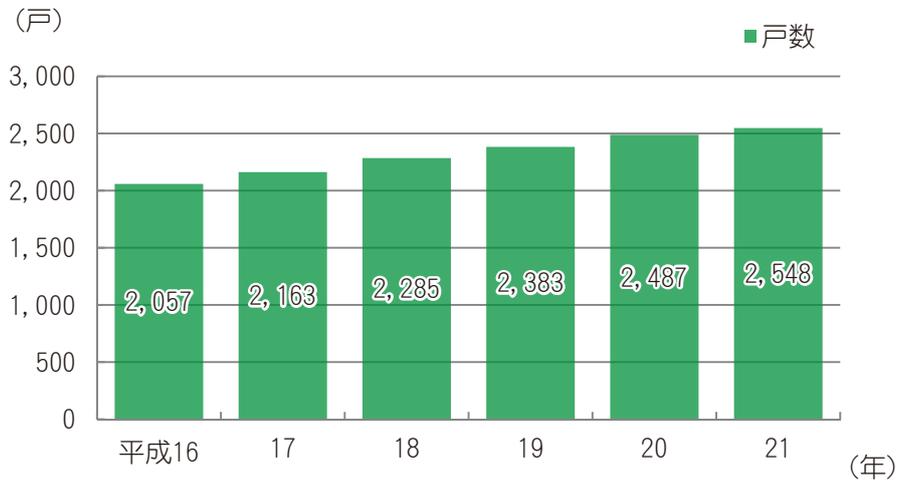
また、農業生産の重要な担い手である女性農業者が意欲的に働けるように、家族間での役割分担や就業条件などを明確にする家族経営協定の締結を促進し、実態を把握するように努めます。

#### 【用語の説明】 家族経営協定

「家族経営協定」は、家族経営が中心の日本農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文章にして取り決めたもの。



家族経営協定締結数（茨城県）



（出典）県農政企画課調べ



畑での共同作業

